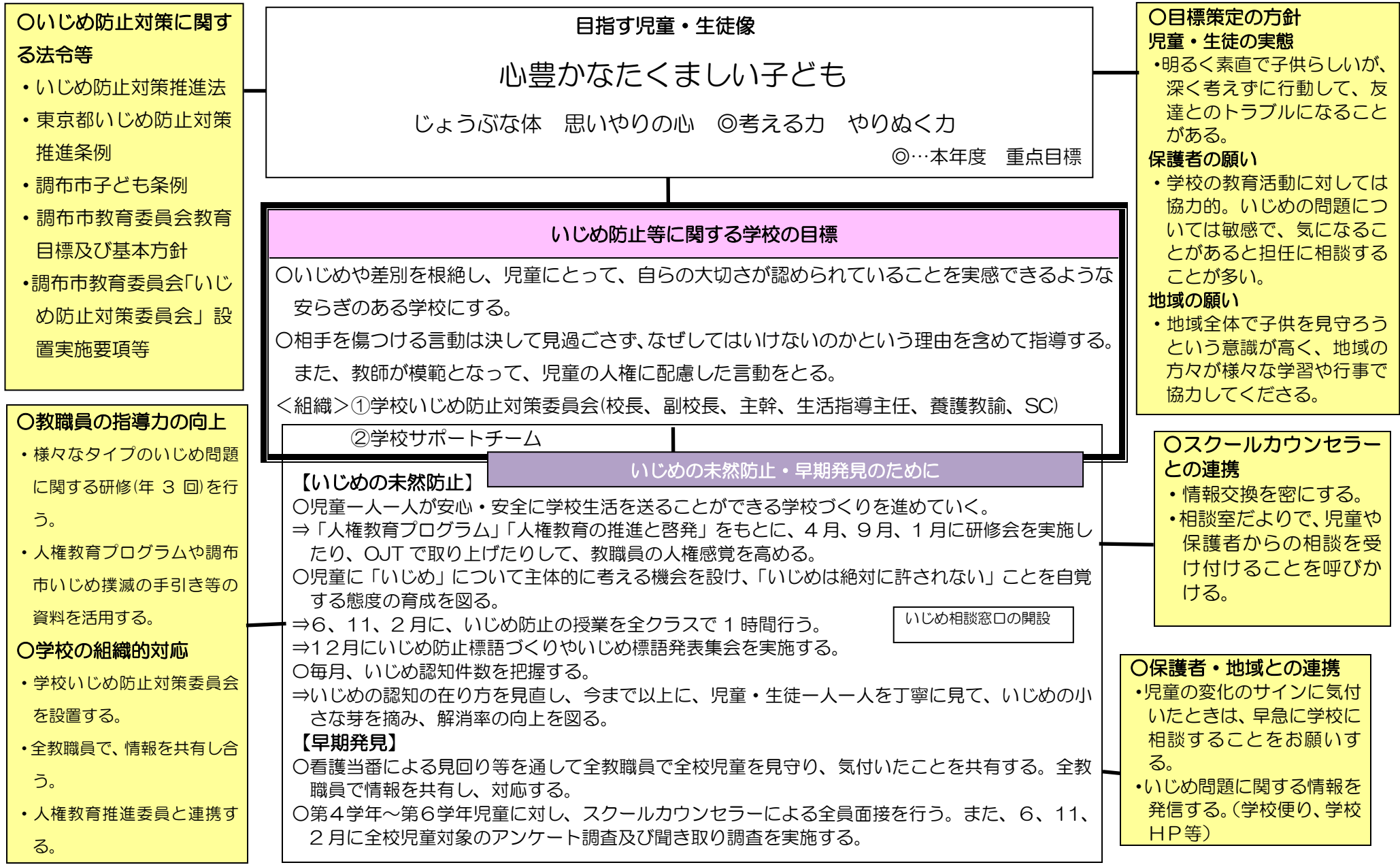


# 令和4年度 調布市立飛田給小学校「学校いじめ防止対策基本方針」



## 具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）

### 生活指導主任会報告内容（いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合）

<p><b>①実態把握の観点</b> いじめに関する相談を受けた場合は、すぐに事実の有無の確認と状況把握を行う。(担任+いじめ防止対策委員) <u>(事実確認のポイント)</u> ・児童の特定(誰が、誰に対して) ・時期、時間の特定(いつから、いつ) ・いじめの行為(何をした、された) ・周囲の児童の目撃状況 ・被害児童や保護者の気持ち、意識等</p>	<p><b>②指導・支援の基本姿勢</b> 学校いじめ対策委員会の構成員 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任、当該学年担任、スクールカウンセラー  いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。</p>	<p><b>③&lt;被害児童の支援&gt;</b> いじめを受けた児童・保護者に対する支援 <b>&lt;加害児童の指導&gt;</b> いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。 <b>④継続的な見守り、情報収集</b> ・全教職員が多様な時間、場において意識的に様子を見守る。 ・小さな情報も共有し敏感に対応する。</p>
---	--	--

**\*重大事態への対処**

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- ②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施
- ③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
- ④警察や児相等との連携
- ⑤緊急保護者会の開催

**生活指導主任会報告内容（学校内で重篤と判断する場合、教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合）**

●**関係諸機関との連携**  
犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。  
連携機関⇒(指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等)

## 年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>各教科</b>	学習規律		学習規律				「いのちと心の教育」			学習規律	学習まとめ マラソンチャレンジ 月間	
<b>生活指導</b>	学年当初生活指導		地区班活動		学期末生活指導		セーフティ教室		学期末生活指導		学年末生活指導	
			ふれあい月間(生活アンケート・面談)				ふれあい月間(生活アンケート・面談)		ふれあい月間(生活アンケート・面談)			
<b>学校行事</b>	入学式	1年生を迎える会	ゆずりは集会	始業式		遠足低	ハケ岳移動教室	学習発表会		6年生を送る会		
	始業式		遠足中	運動会			日光移動教室			始業式	卒業式	
<b>特別活動</b>	集団生活のルール		いじめ防止授業					いじめ防止授業		いじめ防止標語発表集会		いじめ防止授業
	各種集会・縦割り班遊び											→
<b>道徳科</b>	自由と責任	友情・信頼	節度・節制		親切・思いやり		公正・公平	相互理解	生命の尊さ	希望と勇氣	正直・誠実	
	助け合い		生命尊重		親切		正義	個性伸長		思いやり		
<b>家庭・地域</b>	保護者会		保護者会					保護者会	道徳授業地区		保護者会	
	調布市防災教育の日		授業公開		個人面談		授業公開	公開講座		授業公開		